

公益財団法人日本野球連盟  
コンプライアンスに関する受付窓口の設置について

コンプライアンス相談受付窓口を設置するにあたり、制度の詳細、相談方法は以下のとおりですが、概要につきご説明します。

皆さんの身の回りで正しくないことが行われていると思われる場合には、コンプライアンス相談窓口へ直接記名（所属・氏名を表示）、または匿名でご一報下さい。

相談者の氏名などは本人の了解なく明らかにしません。また、相談を行ったことで相談者に不利益な取り扱いを行うことは禁止しています。

コンプライアンス相談窓口への投書について、日本野球連盟外の第三者による確認をご要望される際は、「日本野球連盟事務局相談窓口」をご利用下さい。

（日本野球連盟の弁護士が相談を受け付けるもので、相談者の秘密は確実に守られます。）

日本野球連盟や他人を中傷したり、いたづらをするなどの目的でコンプライアンス相談窓口に事実を反することを相談したり、不正に利用することは厳禁であり懲戒処分の対象となります。

**コンプライアンス相談窓口制度**

1. 制度の目的

本制度は、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という。）所属の役職員、選手、その他の競技関係者等（以下「選手等」という。）からの、暴力行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他の組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談もしくは通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、本連盟のコンプライアンスを遵守した運営の強化と選手らの人権の擁護等に資し、もって野球競技の健全な発展を図ること等を目的とする。

2 相談受付窓口

（1）コンプライアンス委員会構成は次のとおりで委員は会長より委嘱される。

委員長	溝内 健介	(弁護士 清水法律事務所)
副委員長	中本 尚	(連盟 業務執行理事)
副委員長	大矢 伸一	( " )
委員	前田 正治	( 連盟 理事 )
"	崎坂 徳明	( 連盟 事務局長 )
"	佐藤 栄一	( 連盟 事業課長 )
"	遠藤 周子	( 連盟 総務課長 )
"	乙武 誠仁	( 北海道地区連盟 )
"	上市 隆之	( 東北地区連盟 )
"	齋藤 與志朗	( 北信越地区連盟 )
"	森 二郎	( 関東地区連盟 )
"	北畑 達也	( 東海地区連盟 )
"	三宅 道彦	( 近畿地区連盟 )
"	山根 範久	( 中国地区連盟 )
"	久武 晋	( 四国地区連盟 )
"	近藤 勇美	( 九州地区連盟 )

(2) コンプライアンス委員会内に以下のとおり相談受付窓口を設置する。

団体名	所在地・受付窓口担当者		
	FAX番号	E-mail	
公益財団法人 日本野球連盟	〒100-0005		
	東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー内 事務局長 崎坂徳明		
	03-3201-0707	baseball@jaba.or.jp	
JABA北海道地区連盟	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日会館内 乙武誠仁		
	011-281-2789	npo-5589@joy.ocn.ne.jp	
JABA東北地区連盟	〒028-3318 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前5-1-63 上市隆之		
	019-672-1362		
JABA北信越地区連盟	〒950-0948 新潟市中央区女池南3-6-4 新潟市営烏屋野野球場内 新潟県硬式野球連盟 齋藤 與志朗		
	026-233-5589	n3337@grape.plala.or.jp	
JABA関東地区連盟	〒114-0014 東京都北区田端6-2-8 森二郎		
	03-5809-0784	j.mori-tokyo.renmei@bz03.plala.or.jp	
JABA東海地区連盟	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-9-6 八木兵丸の内第2ビル2F 北畑達也		
	052-211-6689	jaba-tokai@hi.enjoy.ne.jp	
JABA近畿地区連盟	〒530-8251 大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞社大阪本社事業部内 三宅道彦		
	06-6346-8372	o.renmei.osaka@mainichi.co.jp	
JABA中国地区連盟	〒729-2361 広島県三原市小泉町32-24 山根範久		
	0848-66-2349	on89no33@hi2enjoy.ne.jp	
JABA四国地区連盟	〒780-8050 高知市鴨部2-2-39 サーパス鴨部101号 久武晋		
	088-843-9967		
JABA九州地区連盟	〒802-8651 北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日新聞社西部事業部 近藤勇美		
	093-533-2777	kyushu-baseball@mopera.net kondo-i@mainichi.co.jp	

(3) 相談等の方法

- ①相談等窓口の利用方法は、FAX・電子メール・書面送付とする。
- ②FAX・電子メール等の連絡先は、本連盟のホームページや連盟報、JABA ニュース等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。
- ③相談等は、匿名でも記名でも行えます。但し、匿名の場合には、被害者か目撃者かの区分、連絡先（容易に本人特定ができない携帯電話番号や携帯端末のEメールアドレス等）と連絡等に用いる仮称（「相談者A」等）を明らかにしなければならない。
- ④相談受付窓口は、匿名で通報等が行われたが、前項但書規定の通報者の連絡先が明らかにされていないことによって、本規定に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には免除されます。

(4) 相談者

相談受付窓口の利用者は、不正行為等を受けた選手等、その親権者や代理人等これに準ずる者、または同選手等が所属する競技団体の構成員とする。

(5) 調査担当部門

- ①相談された事項に関する事実関係の調査は、相談を受けた窓口担当者（コンプライアンス委員会委員）が行う。
- ②相談等を受けた相談受付窓口は、必要に応じて本連盟事務局職員やコンプライアンス委員会の委員その他の役員等の支援を依頼することができる。
- ③この支援の要請を受けた役職員が調査に関する事務を遂行するにあたっては、善良な管理者の注意をもって、相談等に関する事実を秘密として厳正に管理・保持しなければならない。

(6) 協力義務

相談等の対象とされた個人や団体等は、相談等された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、法令および本連盟との契約関係や条例等に基づき、調査担当部門に協力しなければならない。

(7) 是正措置

- ①相談窓口に不正行為等について相談があった場合、受付窓口担当者（コンプライアンス委員）は、全ての内容をコンプライアンス委員会に報告しなければならない。
- ②前①の報告を受け、調査担当部門が調査を行ない不正行為が明らかになった場合には、コンプライアンス委員会は、理事会の議決を経て、速やかに相当な是正措置及び再発防止措置を講じ、もしくは対象者にそれらの措置を講じるように指導・勧告等しなければならない。

(8) 内部処分

調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、コンプライアンス委員会は理事会の議決に基づき、当該不正行為に関与した者に対し、本連盟所定の規則に従って、相当な処分を課することができる。

(9) 相談者等の保護

- ①コンプライアンス委員会は、相談者等が相談等をしたことを理由として、相談者等に対していかなる不利益取扱いも行わない。
- ②コンプライアンス委員会は、相談者等が相談等をしたことを理由として、相談者等の練習環境等が悪化することのないように、適切な措置を執り、もしくは関係団体にこれを採らせるものとする。
- ③コンプライアンス委員会は、相談者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（相談者の指導者、同僚等を含む。）がいた場合には、理事会の議決を経て、相当な処分を課することができる。

(10) 個人情報の保護

コンプライアンス委員会及び本規定に定める業務に携わる者は、相談された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならず、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、理事会の議決を経て、相当な処分を課することができる。ただし、本規定に基づく各種措置を講ずるに当たり、必要最小限の範囲で開示することになる場合についてはこの限りでない。

(11) 通知

コンプライアンス委員会は、相談者に対して、調査結果及び是正結果等について、被通報者（その者が不正行為等を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(12) 不正の目的

相談者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する相談その他の不正の目的の相談を行ってはならず、そのような相談を行った者に対し、理事会の議決を経て、相当な処分を課することができる。

以上